

## 当院でのセカンドオピニオンをご希望のご案内

セカンドオピニオンとは、一般的に患者さんの選択を尊重した医療を提供するために現在診療を受けている医師とは異なった医師の意見を求めることを言います。

これからの治療方法を自ら選択、決定することを支えるために行うものであり、医療機関から提供された検査データ等の診療情報に基づいて、治療に関する質問への回答や治療方法の紹介など患者さんの相談に応じるものです。従って、検査や治療を行うものではなく、直ちに転院へつながるものではありません。

当院でのセカンドオピニオンをご希望の方は、当院医事課までお問い合わせください。

### 主な手順

- ① 病気についてより深く知りセカンドオピニオンを受ける目的を明確にする
- ② 現在の主治医等へセカンドオピニオンを受けたい旨を伝える
- ③ できるだけ多くの資料をもらいセカンドオピニオンで聞きたいことをまとめる
- ④ 当院医事課へお問い合わせいただきお申し込み手続きをする
- ⑤ 当院でのセカンドオピニオンを受ける※
- ⑥ 結果を持ち帰り主治医等と治療法を再検討する
- ⑦ 必要に応じ治療する病院、医師を決定する

※ご相談内容が当院医師の専門外の場合、ご相談に応じることができないことがありますのでご了承ください

### 【お問い合わせ先】

〒464-8547 愛知県名古屋市千種区若水一丁目2番23号  
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター 医事課医事係  
総合受付 ①窓口:新患受付  
電話:052-721-7171(代表) FAX:052-721-1308

### 《セカンドオピニオンに該当しない例》

- ・転医を希望する場合や転医を前提とした相談
- ・主治医に対する不満や苦情の相談
- ・訴訟等を目的とする相談
- ・医療ミスや医療過誤の有無を調べること  
    これまでに行われた治療が正しかったかどうかの確認  
    既に終了した治療、死亡した者を対象とする相談
- ・医療費や医療給付に関する相談